

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として期末手当及び勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
	改定後	1.200	1.000	2.200	1.250	1.050	2.300	2.450	2.050	4.500
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R6	改定後	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	0.6750	0.4750	1.1500	0.6750	0.4750	1.1500	1.3500	0.9500	2.3000
	改定後	0.6750	0.4750	1.1500	0.7000	0.5000	1.2000	1.3750	0.9750	2.3500
	現行との差	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0250	0.0500	0.0250	0.0250	0.0500
R6	改定後	0.6875	0.4875	1.1750	0.6875	0.4875	1.1750	1.3750	0.9750	2.3500
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

(3) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	1.250	-	1.250	1.250	-	1.250	2.500	-	2.500
	改定後	1.250	-	1.250	1.350	-	1.350	2.600	-	2.600
	現行との差	0.000	-	0.000	0.100	-	0.100	0.100	-	0.100
R6	改定後	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	現行との差	▲ 0.025	1.025	1.000	▲ 0.025	1.025	1.000	▲ 0.050	2.050	2.000

2 勤勉手当の詳細

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						B	C	D
R5.12	現行	1.000 +2 α +6f	1.000 + α +4f	1.000 +f	0.938	0.925	0.888	0.850
	改定後	1.050 +2 α +6f	1.050 + α +4f	1.050 +f	0.988	0.975	0.938	0.900
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
R6.6 以降	改定後	1.025 +2 α +6f	1.025 + α +4f	1.025 +f	0.963		0.913	0.875
	現行との差	0.025	0.025	0.025	0.025		0.025	0.025

(2) 再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						B	C	D
R5.12	現行	0.4750 +2 α	0.4750 + α	0.4750	0.4480	0.4420	0.4340	0.4260
	改定後	0.5000 +2 α	0.5000 + α	0.5000	0.4730	0.4670	0.4590	0.4510
	現行との差	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250
R6.6 以降	改定後	0.4875 +2 α	0.4875 + α	0.4875	0.4605		0.4465	0.4385
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0125	0.0125		0.0125	0.0125

(3) 会計年度任用職員

支給期		支給月数
R5.12	現行	-
	改定後	-
	現行との差	-
R6.6 以降	改定後	1.025
	現行との差	1.025

※相対評価結果がない本務職員の取扱いと同様、第3区分相当として支給を行う。

※ただし、懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

3 実施時期

令和5年度分については、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和6年度以降分については、令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。